

(平成26年7月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年7月から15年3月までは18万円、同年4月は22万円、同年5月から同年11月までは18万円、同年12月から16年9月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額の記録については、平成15年8月13日は8,000円、同年12月29日及び16年8月15日は9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から16年9月まで  
② 平成15年8月  
③ 平成15年12月  
④ 平成16年8月

申立期間①について、A社から支給された給与額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が異なっているので、調査の上、訂正してほしい。

また、申立期間②から④までについて、いずれも10万円の賞与があり保険料が控除されていたが、当該賞与の記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された流動性預金取引明細表、申立人と同職種であった同僚の当該期間の給料明細書並びに課税庁から提出された平成15年分及び16年分市県民税課税証明書から判断して、申立人は、当該期

間において、その主張する標準報酬月額（平成14年7月から15年3月までは18万円、同年4月は22万円、同年5月から同年11月までは18万円、同年12月から16年9月までは20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、同僚の給料明細書及び申立人の課税証明書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、課税証明書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から④までについて、申立人の平成15年分及び16年分市県民税課税証明書から判断して、申立人は、当該期間の給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが推認できる上、上述の同僚の給与明細書により、当該期間において、A社から給与が支給され厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準給与額については、市県民税課税証明書の社会保険料及び当該同僚の給与明細書から確認又は推認できる保険料控除額から、申立期間②は8,000円、申立期間③及び④は9,000円とすることが妥当である。

また、当該期間に係る給与の支給日については、同僚の給与明細書の記載から、申立期間②は平成15年8月13日、申立期間③は同年12月29日、申立期間④は16年8月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準給与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、144万9,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 9 月 7 日  
② 平成 20 年 9 月 9 日

私は、申立期間①及び②について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された「役員賞与及び株主配当明細書」により、申立人は、当該期間において、150万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、144万9,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記「役員賞与及び株主配当明細書」において確認できる保険料控除額から、144万9,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、上記「役員賞与及び株主配当明細書」により、

申立人は、当該期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は29万円、申立期間②は126万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月7日  
② 平成20年9月9日

私は、申立期間①及び②について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された「役員賞与及び株主配当明細書」により、申立人は、申立期間①は30万円、申立期間②は130万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、申立期間①は29万円、申立期間②は126万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記「役員賞与及び株主配当明細書」において確認できる保険料控除額から、申立期間①は29万円、申立期間②は126万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、96万6,000円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月7日  
② 平成20年9月9日

私は、申立期間①及び②について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された「役員賞与及び株主配当明細書」により、申立人は、当該期間において、100万円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、96万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記「役員賞与及び株主配当明細書」において確認できる保険料控除額から、96万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、上記「役員賞与及び株主配当明細書」により、

申立人は、当該期間において150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8563

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年9月から57年2月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から57年7月まで

A社で勤務していた期間の標準報酬月額記録が、当時の給与額より低い額になっているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年9月から57年2月までについては、申立人から提出された給料支払明細書、当該期間前後のオンライン記録及び申立期間当時の役員の回答により、申立人は、20万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を支給され、19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書及びオンライン記録において確認又は推認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 56 年 8 月までの期間及び 57 年 3 月から同年 7 月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を所持しておらず、同僚も給料支払明細書は所持していないとしている上、A 社の当時の事業主は、資料が無く不明としているなど、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（三重）厚生年金 事案 8564

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から同年 11 月まで  
② 昭和 50 年 3 月から 53 年 3 月まで

申立期間について、A社のB事業所で正社員としてC職の仕事をしていた。同社から給料をもらい厚生年金保険に入っていたと思うので年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 46 年末頃に実家のあるD県に帰ったが、それまではA社の寮に住んでいた。」と記憶しているところ、戸籍の附票によると、当該期間における住所はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された事業主の住所と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

また、申立期間②について、申立人から提出された社員名簿、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立人について、申立期間当時の資料は無く不明である。」と回答している上、平成 5 年 9 月 1 日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「昭和 44 年頃からA社で勤務していたが、当初は国民年金に加入していた。平成になって、会社から厚生年金保険に加入するかどうか聞かれ、その時に初めて加入した。」と証言しているほか、E業の世話役をしていたとする別の同僚は、「当時、厚生年金保険へは、入れる人と、入れない人がおり、E業やE業が連れてきた人は入っていないと思う。」と証言している。

また、A社で雇用保険の資格を取得している7人のうち上記2人の同僚を含む5人が、雇用保険の資格取得日よりも3か月から21年経過後に厚生年金保

険の資格を取得していることから、同社では、必ずしも雇用保険の資格取得と同時に厚生年金保険の資格を取得させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。